

○公道を走行する自動車

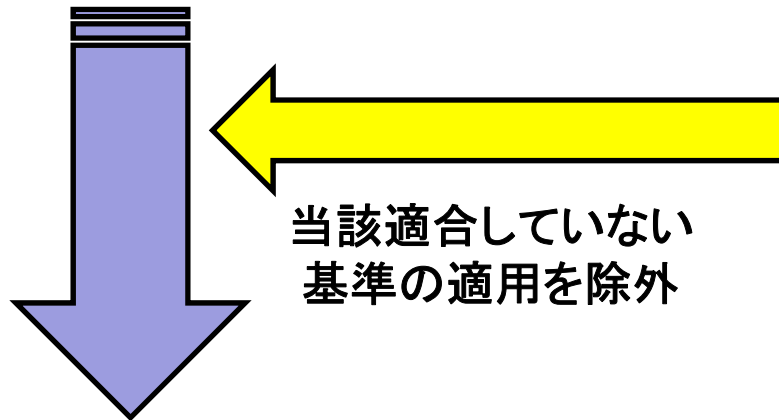
→安全性の確保及び環境の保全のために定められた基準(保安基準)を遵守

○技術開発促進等の特例

→国土交通大臣が必要な制限を附すことで基準の一部を適用除外=大臣認定制度

◆ 大臣認定制度(道路運送車両の保安基準第56条第4項)

保安基準に一部適合していないために
公道走行ができない
試作自動車又は試験自動車

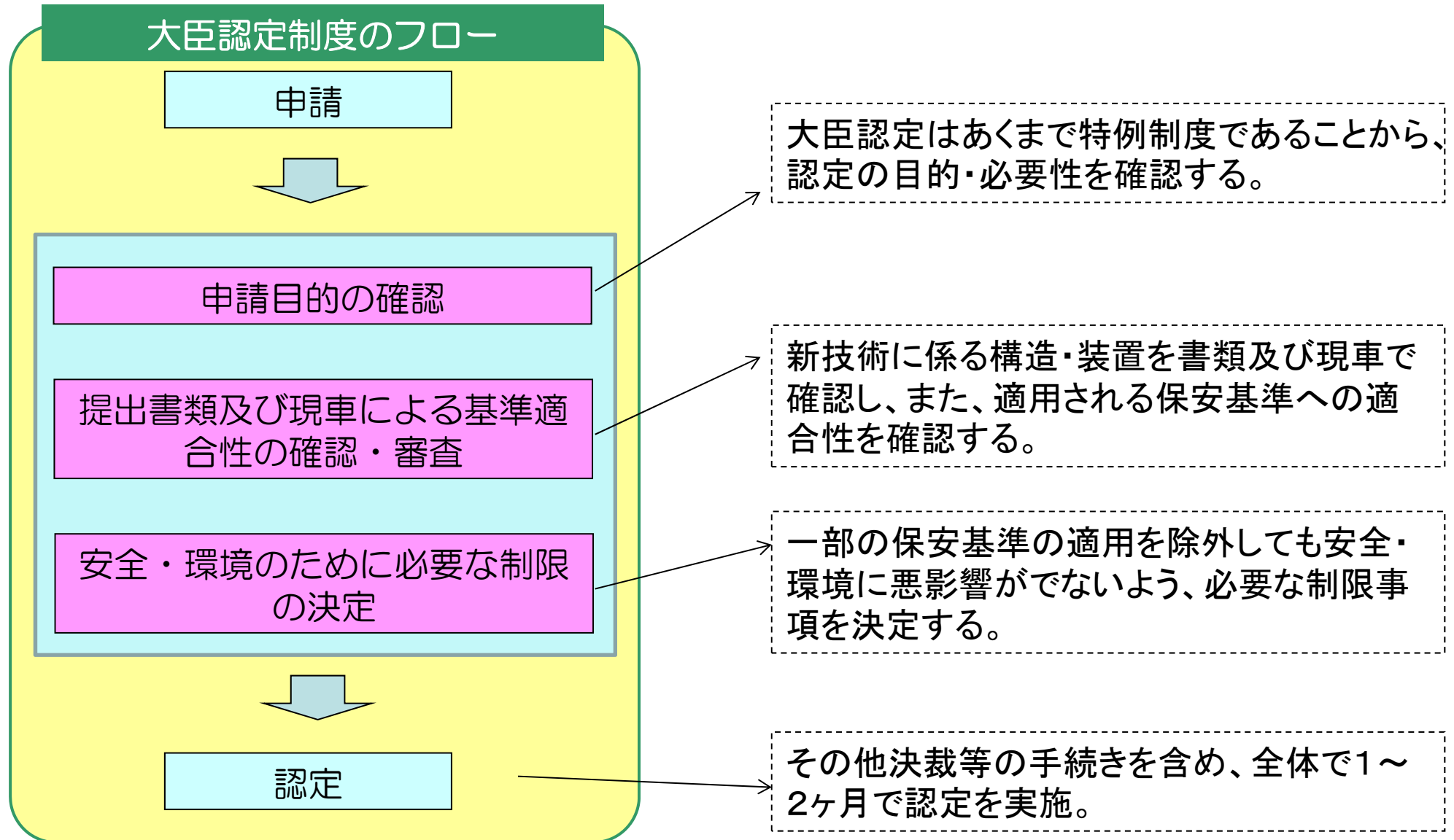


当該適合していない
基準の適用を除外

保安基準に適合する自動車として、
公道走行試験が可能に

国土交通大臣が、構造又は装置について、
道路運送車両の保安基準第2章
(自動車の保安基準)に定める基準の
改善に資するため必要がある場合に認定

※認定にあたっては、その運行のため必要な制限(試験
運行期間等)を附すことで、安全性の確保及び環境の保
全を図る。



【参考】 Special Plate について

- カリフォルニア州では、自動車メーカー等は、申請により special plate と呼ばれるプレートの発行を受け、それを用いて公道を走行することができる。
- Special plate は、あくまで基準に適合している自動車の公道走行に関する制度であり、基準に適合していない自動車を取り扱う大臣認定制度とは比較になじむものではない。
- 日本でも、Special Plate と同様の制度が設けられている（臨時運行許可）。